

情報管理専門職の人材養成問題：職務標準，メタ情報標準の動向からみるアーキビストのミッション

岡崎， 敦
九州大学附属図書館研究開発室： 室員

<https://doi.org/10.15017/1935823>

出版情報：九州大学附属図書館研究開発室年報. 2017/2018, pp.1-7, 2018-07. 九州大学附属図書館
バージョン：
権利関係：Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International

論説

情報管理専門職の人材養成問題

—職務標準、メタ情報標準の動向からみるアーキビストのミッション—

岡崎 敦†

<抄録>

情報環境が急速に変容する現代社会において、電子記録をはじめ管理すべき情報が多様化する一方、組織における記録について、関係するすべての過程の管理の統合を射程とする、レコードキーピングの必要性・重要性はますます増大している。そして、これら多種多様な記録情報を扱うアーキビスト等情報管理専門職に求められるニーズもまた、多様化している。ここでは、記録情報管理専門職の人材養成問題を、記録情報の管理の現代的動向と関連づけながら論じた。具体的には、欧米におけるアーキビストの職務標準、資料管理のメタ情報標準の現状を整理しながら、我が国の、特に民間企業における情報管理専門職のミッションについて論じ、その養成について具体的提言を行った。

<キーワード> 記録情報管理、アーカイブズ、アーキビスト、専門職養成、民間企業、職務標準、メタデータ

Rethinking Archival Profession and Careers Education:

Some Observations on Current Issues of Job Descriptions and Metadata Standards

OKAZAKI Atsushi

はじめに

「あらゆるタイプ、規模の組織は記録管理を必要とする。民間企業から多国籍企業まで、政府から NGO まで、会計監査からテクノロジー企業まで、あらゆる組織は、情報を再発見し、知的資産を守り、規制に適合し、透明性を確保し、コストを抑え、顧客によりよく奉仕し、紛争に対応するため、記録管理を遂行する必要がある¹⁾。」

情報環境が急速に変容する現代社会において、電子記録をはじめ管理すべき情報が多様化する一方、組織における記録の作成・管理・保存から資源としての利活用までのすべての過程の管理の統合を射程とする、レコードキーピングの必要性・重要性はますます増大している。そして、これら多種多様な記録情報を扱うアーキビスト等情報管理専門職に求められるニーズもまた、多様化している²⁾。

九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻では、2017年11月17日、日本アーカイブズ学会との共催で、民間企業の記録情報管理に焦点を

あて、記録情報の管理や、その資産としての価値付け・活用に関する現状を整理するとともに、それらを担う情報管理専門職の養成について議論するためのシンポジウムを開催した³⁾。具体的には、いま、さまざまな領域で、なにが課題となっているのか、求められているのか、また、企業が求める専門職像に対して、大学・学界側はどのように応じるのか、なにを提供できるかなど、教育研究や人材育成のあり方について議論し、今後のキャリアパスの方向性や、研究・教育における連携協力の可能性を探った。本稿は、その際、筆者がおこなった報告「21世紀の記録情報管理専門職の養成について」をもとに、あらたにまとめなおしたものである。

ところで、ライブラリーサイエンス専攻は、情報管理のあり方が、現代社会の急速な国際化、情報化のなかで、従来とは異なった新たなステージに脱皮しつつあることを念頭に、これらの動きに対応する実務者養成のため、あらたに設置された大学院専攻である。この目的の実現のためには、情報管理の現在についての

† おかざき あつし 九州大学附属図書館研究開発室室員 九州大学大学院人文科学研究院、九州大学大学院統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻教授 (〒812-8581 福岡市東区箱崎 6-19-1) E-mail: okazaki@lit.kyushu-u.ac.jp

情報の共有、認識を深めた上で、研究・教育両面での産官学協力、具体的には、大学における基礎・応用研究、カリキュラム開発、実装と、社会の側でのキャリア形成をセットで構想する必要がある。この論考では、まず、現在情報管理の専門職としてのアーキビストとはどのようなミッションを果たすことが期待されているかについて認識の共有をはかる。このため、近年世界各国で次々に定められている職務標準の特徴を分析する。ついで、情報管理の「統合」に関する現在の動向を、近年あらたに提示されたメタ情報標準の検討を通じて紹介した後、最後に、特に民間企業を念頭において、現在求められている情報管理の姿と、それを担う専門職人材養成について、思うところを述べたい。

1. 情報管理専門職とはどのような仕事か？

現在、欧米各国では、アーキビストの職務標準、あるいはそれに類したものが、国家などの公的機関や業界団体などにより、さまざまなやり方で制定、公開されている。たとえば、オーストラリア・アーキビスト協会、および記録情報管理専門家協会による『レコードキーピング専門家の知識の声明』（2006, 2011）the Australian Society of Archivists and Records and Information Management Professionals Australasia Joint Education Steering Committee. *Statement of Knowledge for Recordkeeping Professionals* には、この職務について以下のような記述がある⁴。

レコードキーピング専門家は、社会や共同体、組織が、自分たちの決定や行為、記憶の意味をきちんと理解することを助ける。レコードキーピング専門家は、記録やそのコンテキストが属する過去、現在、未来の諸次元の間のもっとも重要な架け橋を提供する。それは、記録を生み出した環境や、記録がその環境の証拠として役割を果たすやり方の理解を通して可能となる。

レコードキーピング専門家は、以下の行為を行う。

1. 以下のようなレコードキーピング枠組みを設定、維持、管理する。レコードキーピング枠組みは、アカウントビリティとガバナンスを可能とする。

記憶とアイデンティティを保存する。
情報を提供する。

2. 以下のようなレコードキーピングプロセスとシステムを設定、維持、管理する。レコードキーピングプロセスとシステムとは、

社会および業務活動の真正で、信頼でき、利用可能な記録を補足、維持、管理する。

個人、組織および社会の必要と期待に応える。

3. 実践と行動の規範として制定された倫理に基づ

く活動を通して、理論と実践を適用する。

4. レコードキーピング理論、実践および倫理の啓発と理解を進めるため、専門職を代表して発言する役割に積極的に関わる。

他方、イギリスおよびアイルランドのアーカイブズおよび記録協会 Archives & Records Association, UK & Ireland. *Careers in Records Management; Careers in Archives* が公開する資料では、レコードマネージャーおよびアーキビストのそれぞれについて、以下のように定義されている⁵。

レコードマネジメントキャリア

レコードマネジメントの仕事は、

業務上の目的のための決定を行うことをサポートするため、正しい情報、つまり政策や活動、さらには紛争時のサポートの証拠となりえるような情報が、効率的に入手可能な状態にすること。

紙媒体あるいは電子記録の作成と維持に関する法的義務を満たすこと。

作成・保存された記録の塊を管理することで、効率的な業務を維持すること。

歴史的および研究上の目的のために保存すべき資料を同定すること、およびその他の記録はできる限り早く廃棄すること。

アーカイブズキャリア

アーキビストの仕事は、アーカイブズ遺産およびそのなかに含まれる情報を保存、価値付けすることである。そこには、利用者を助け、質問に答え、宣伝する業務も含まれる。後者には、展示、講演、その他のメディア活動などがある。また、アーカイブズの選別、編成、目録化する情報管理上の記述も必要である。さらに、上級レベルのアーキビストは、予算やスタッフ、経営戦略の管理のような、行政管理上の業務を執行する。

フランス・アーキビスト協会の教育・雇用・職務委員会による「ポスト標準」（2014）Association des archivistes français. Commission formation – emploi – métiers. *Fiche de poste standard, compétences techniques actualisées* (2014) ; *Référentiel métiers et fiches de poste* では、4段階に階層化されたキャリアに区別された職務標準表が提示されているが、ここでは、最上位のマネージャーについての記述を見よう。

アーキビスト・マネージャーは、所属する組織のアーカイブズに関するレコードマネジメント、収集、保存、処理、公開および価値付けについて責任を負う。彼/彼女は、以下のような活動をコーディネートし、監督する。

アーカイブズを産出する原局との関係：助言、注意喚起、教育、移管手続き策定、情報の内的利用

アーカイブズ管理上の処理スケジュール：選別、廃棄、分類、アーカイブズ管理上の記述、アーカイブズ目録作成

資料の物理的保存：排出の組織化、保存空間の制御、予防的保存

一般公衆受入、および文化遺産政策関与

彼/彼女は、他方、組織のアーカイブズ機能の管理責任を負う。つまり、資料管理政策やプロジェクトの作成や評価、他の類似機関との協調、作業手続きの定義や監督、人事、手段の管理などである。また、彼/彼女は、外部に対して、組織のアーカイブズを代表する。

彼/彼女は、この職業の発展のために、その専門性を役立てる。

最後に、アメリカ・アーキビスト協会の「アーカイブズ学大学院教育プログラムガイドライン」(2016) *Society of American Archivists. Guidelines for a Graduate Program in Archival Studies* の冒頭にも、職務の定義について、同様の記述がある⁷。

アーキビストは、アーカイブズ資料を、体系的に同定、選別、保護、組織化、記述、保存し、さらに利用者が利用可能なようにする。アーカイブズ資料とは、広く定義された社会の記録および資料のことで、形式や媒体の如何を問わない。アーキビストは、社会の文化的・社会的遺産を保存、継承し、個人および組織の法的権利を保護し、市民が自分たちの政府や組織が適正な業務を執行していると判断する助けをする。すなわち、アーカイブズやアーキビストは、民主的で教育化された社会において本質的な重要性をもつ。

これらの資料はいずれも、近年あらたに職務標準が改訂されたり、見直されたりした結果であるが、その背景として、電子化、国際化の進行のなかで、デジタル環境における業務の完結、情報共有の拡大(国際化、標準化、ビックデータ化)、そして、異なる性格、類型の情報管理の統合などの動きがあることは言うまでもなからう。

以上の諸標準に共通に認められる特徴をまとめれば、以下の通りである。第一に、アーキビストの「事前介入」の不可欠性の認識が共有されていることが重要である。特に電子的な環境のもとでの適正な資料管理には、事後的な資料の観察や整理では対応できず、生成段階(レコードとしての補足に先行するドキュメント

生成段階)から廃棄、永年保存の全過程を統合的に管理することが必須である。さらに、電子環境のもとでの記録、資料管理は、事実上限りなく「しごと」自体の管理に接近、統合されざるをえないことを強調しておかねばならない。たとえば、記録管理における評価選別論の重要論点は、アーカイブズ移管時の「歴史的観点」からの価値付け論に加えて、現用段階でのヴァイタル資料の評価決定へも拡大、変容しているようにもみえる。ここでは、第二次大戦後の一時期流行したアメリカ流の二分法、レコードとアーカイブズについての、制度的、人的、管理上の断絶は克服されねばならない。

第二に、マネジメントおよび資料の「価値づけ」戦略の重要性の高まりが指摘される。そこでは、組織運営を離れて、社会のなかでの資料の「価値」の再創造が問題となる(コンティニューム理論における狭義の「アーカイブズ」次元)。アーカイブズ、記録管理領域においてすら、「文化遺産」政策の重要性が高まっているのである⁸。このような状況は、最近の民間領域における記録管理、ビジネス・アーカイブズの動向にむしろ顕著に表れているように思える。周知のように、伝統的なレコードマネジメントとは、資料の証拠性の確保による業務管理(内部統制とコンプライアンス遵守)、さらには外部に対するアカウントビリティの確保によって特徴づけられてきたが、近年では、特に組織のブランド戦略などに典型的なように、狭義のアーカイブズの側面にも注目が集まっている⁹。日本において、官民間問わず伝統的に盛んな「社史」編纂についても、特に20世紀末から、発想の転換と編集方針の変容が生じている¹⁰。重要なのは、組織外へも開かれた情報資源の価値付けは、かつてのように、組織内では不要となった資料の歴史学的利用などとはまったく異なるかたちで考えられねばならないことである。あらたな「価値付け」の射程は、現用段階の情報資源にも及びうるし、「価値付け」の主体は、研究者や組織内部の人間には留まらない。さらに、いわゆるトータル・アーカイブズの考え方が社会的にさらに浸透すれば、否応なく、官民の壁を越えて、「市民社会」への対応が問題にならう。

最後に、情報管理専門職が、階層化されたキャリアと給与体系として構想され、これに対応する学位、教育システムと直接リンクしていることが重要である。そして、この前提として、少なくとも、上級「専門職」とは、専門領域をマネジメントする管理職である(特殊技能を有する末端技術者ではない)という理解が共有されている。この際公行政部門と民間部門との間には区別はなく、統一化された記録情報管理職の職務標準が、関連の専門職団体によって語られることがトレ

ンドであることもまた、強調しておく価値がある。

2. 情報管理の現代的特徴：統合へ

情報管理の本質は、資料の「証拠」的価値の保存にあるが、それは、「コンテンツ」のもっともらしさではなく、情報の真正性、信頼性を担保する正当な手続きが遵守されているかどうかの確認に依存する。具体的には、それが刻印された「かたち」の検証によって確保されてきたのであり、それは、言葉をかえれば、資料の価値は、形式をはじめとするメタ情報によって保証されるといえる。現在、電子環境のもとでの「資料の変容」の時代、マイグレーション必至の状況において、資料の「価値」の保存のあり方自体が根本的に問われている。あらたな情報の共有と認証、「価値付け」が進んでおり、そこでは、国際標準に対応した情報管理が求められているのであるが、このような状況のなか、アーカイブズ学、図書館情報学領域において、ほとんど発想を同じくするメタ情報標準が近年提案されていることは興味深い。資料の「価値」がメタ情報に依存し、その射程は標準化が保証するという点に同意する以上、電子化の急速な拡大を背景とする、「資料」や情報の「価値」の根拠自体の変容という現象への対応は、どの領域でも共通の性格を持たざるをえないのであろう。

2012年に国際アーカイブズ委員会(ICA)において研究が始められ、2016年のソウル大会で公表された「コンテキストのなかの記録。アーカイブズ記述のための概念モデル」Records in Context (RiC). A Conceptual Model for Archival Description (2016)は、ICAが過去制定してきた複数のメタ情報記述標準の統合を目指すとともに、従来の静態的な階層型プランを乗り越える射程を有している¹¹。ここで重要なのは、このあらたな標準が、いわゆる実体＝関係モデルを採用していることである。実体 Entity は、記録の単位 (Record, Record Component, Record Set)、主体 (Agent, Occupation, Position)、機能 (Function, Function (Abstract), Activity, Mandate)、形式 (Documentary Form, Date, Place, Concept/Thing) からなり、これらの実体を述語が結ぶかたちで、関係が記述される。たとえば、あるフランスの公証人文書について、特定の公証人と、彼の子どもで公証人職・文書の継承者・相続人との関係や、彼らが担った職や地位が記述される(主体、機能)。他方、資料自体に関しては、それがどのような階層構造のもと(単位)、また形式(登記簿、目録など多様なかたちをとりうる)のもとに、具体的にどの公的図書館に、どのように現在保存されているのかが記述される。目的とされたのは、これら多種多様な関連情報を、同じ

一つの枠組みのなかで、主語、動詞、目的語等からなる文構造として構成しながら、相互に有機的に関連づけられるような記述の枠組みを準備することであった。

これに類似し、おそらく圧倒的な影響を与えたものが、図書館情報学の「書誌レコードの機能要件」Functional Requirements for Bibliographic Records (1998/2009) (FRBR)¹²、およびその展開として「資源、記述およびアクセス」Resource Description and Access (2010) (RDA)¹³である。ここで採用されているのも実体＝関係モデルであり、統合的な単位としての実体概念としては、情報資源の形態(著作 Work, 表現形 Expression, 体現形 Manifestation, 個別資料 Item)、主体(個人 Person, 家族 Family, 団体 Corporate Body)、機能(概念 Concept, 物 Object, 出来事 Event, 場所 Place)、さらには集合的実体 aggregate entities と構成的実体 component entities との区別として把握された上で、実体の属性 Attributes、さらにはそれらの関係が記述される。たとえば、シェイクスピアの戯曲には、英語で書かれた資源概念、翻訳テキスト、物理的な出版物、物理的な個別資料等の違いがあり、それらは、それぞれ属性によって区別されて記述される。つまり、同一と認識される作品にも、異なる関係性のもとに異なる実体が存在することになり、それらすべての相互「関係」のなかで、特定情報資源は記述されなければならない。興味深いのは、そこでは、従来アーカイブズ学に特殊とみられがちであった、情報資源の「群」、あるいは塊としての把握がみられることである。

「コンテキストのなかの記録」および「書誌レコードの機能要件」あるいは「資源、記述およびアクセス」に共通していることとして、以下の二点を挙げるができる。

第一には、資料を生み出し管理する環境や諸条件自体を記述することを強く志向していることである。特に重要なのは、実体をとりまくコンテキストとプロセスからなる関係の束(属性と関係)を記述しようとする姿勢で、これは、アーカイブズ学が重視してきた「機能」の記述に近いものがある¹⁴。極端に言えば、ここで目指されているのは、もはや「資料」の記述ではなく、資源の形態、主体、機能などの実体概念相互の「関係」の記述と考えるべきともいえる。現代社会における情報(資源)とは、それ自体他と無関係に孤立して実在する「実体」ではなく、一つのように見えても複数かつ複雑な相貌をみせるため、記述できるのは諸「関係」の束しかない。あるいは、「資料(あるいは情報資源)」とは、ある「しごと」がコンテキストとプロセスのなかで多元的に位置づけられる「場」のようなものとも考えることもできる。そこで必要となる記述とは、

一なるものの多元化、多様化のなかでの、多様性、多元性の統一的把握に他ならない。実は、ここからもまた、情報管理におけるメタ情報の統合、具体的には、「事前介入」の必至が導き出される。なぜなら、たまたま目の前に現れた「ある」情報資源を事後的に観察しても、その情報資源をとりまくコンテキストや、流動化の過程を、全体として把握することはできない、つまりそれぞれたまたまネット上に浮かび上がった形象以上のものとしては評価できないからである。

第二には、資料や情報資源の価値の由来、性格の特定のある方に対する認識の変容である。ここで重要なのは、資料や情報を、唯一の真理を不変なかたちで表現する「コンテンツ」、あるいは「原典」や「オリジナル」との関係で定義できるものとは、もはや考えられないことである。同じようなものでも、異なる相貌を、その都度異なるコンテキストのもとで表現するのであり、「価値」とはそれを付与する実体や属性との関係で、その都度さまざまでありえる。ここでは、一方で、組織内の多様な(場合によっては眠っている、潜在的な)情報の価値が再発見、再利活用されることへの関心の高まり、他方では、資料の価値をめぐる「公共性」の議論、つまり、情報資源の「社会的価値付け」をめぐる問題などが、焦点として浮上することになる¹⁵。

以上のような状況は、アーキビストや図書館司書のミッションに関して、根本的な省察を要求しているといえる。

たとえば、資料の「証拠」性を担保する真正性は、少なくとも情報化の時代には、アーカイブズへの移管の段階ではもはや確保できないと考えられる。記録は業務それ自体とセットのものとして、統合管理されねばならず、「事前介入」が必至なのである。

同様な事情は、図書館司書についても該当する。かつて、司書の最大のミッションは、受け入れる資料の記述そのもの(目録作成)であったが、メタ情報の標準化の飛躍的進展は、少なくとも商業ベースで膨大な量流通する書籍や雑誌等については、大規模な情報管理機関、出版社等が「配付」するものとなり、結果的に、商業的出版物をもっぱら対象とする図書館では、文献の「事後観察」に基づく資料記述は不必要となった。おそらく図書館のサービス業務(利用者支援)への特化の動きは、以上の事情と不可分の関係にあり、結果的に、公的セクターによる出版業の圧迫という誤解を招くに至ったのではないだろうか。この意味で、図書館における資料記述業務および能力の弱体化と、図書館自体のミッションの混乱は連動しているといえる。しかしながら、たとえば九州大学附属図書館には、教材開発センターという、教育教材「生産」の基地が

附属しており¹⁶、そこでは、大学教育情報の管理への「事前介入」が行われている。また、大学で生み出される研究・教育資産の価値を管理し、関連資料の適切な公開条件(著作権、個人情報保護、セキュリティなど)を整えるなどの業務は、情報基盤にして、情報管理機関でもある図書館にもっとも相応しいものとも言えるが、そこでは、事後的に、すでに生産されたものをリポジトリ公開するだけではなく、オープンデジタルの情報資源の作成や発信の段階から関係することが求められる。さらに言えば、図書館と文書館、さらに大学評価室等は、大学という組織自身による情報資源の生産、管理、利活用という観点からは、本来緊密に連携すべき部門ともいえ、全体を一つの部署が統括することが望ましいのではないだろうか。ここでは、資料や情報資源の「価値付け」や評価、つまり「保証」がまさに問題となるからである。

3. 民間企業の情報管理ミッションと専門職養成

以上のような状況を念頭に、最後に、特に民間企業における、情報管理のミッション、およびそれを担う専門職人材養成について、いくつか述べて終わりたい。

第一に認識せねばならないのは、情報管理を担う専門職人材の組織内での位置づけについて認識を変える必要がある点である。特に我が国における図書館や文書館業界においては、資料管理専門職とは、特定のコンテンツの専門家との固定観念が強いが、ここで重要なのは、組織が管理すべき情報のタイプや性格は多様であり、それらのすべてにわたって、責任をもって「内容」を理解、運用できる能力を情報管理者に期待することはできないということである。アーカイブズ学の教科書がいつも強調してきたとおり、資料の内容にもっとも精通しているのはユーザーであってアーキビストではありえない。この点は、情報管理のあらゆる段階で極度の多様化と共有が同時進行するなか、ますます真になりつつある。

その上で、情報管理領域を組織のなかにどのように位置づけるかが重要な問題となる。

第一に、情報管理は、強い関係を有するいくつかの既存の部門と連携すべきである。たとえば、総務、法務、財務、監査、評価などの経営管理部門、研究痕跡の管理や研究成果の評価などの研究開発部門、そして、広報・ブランド戦略をはじめとする企業の社会的責任問題との接合が考えられる。というより、それらの部局の業務と一体化することで、その価値が高まるのではないか。

第二に、すでに見たように、記録情報管理は、組織運営自体に密接に関係しており、両者を区別すること

はできない。官民間わず、組織運営・管理のトップレベルに、情報管理責任者を置き、組織内の情報管理を強化すること、および外部への責任を果たすことが、組織自体の価値の向上に繋がると考えられている。

他方で、システム全体の設計・管理、単純あるいは特殊労働などはアウトソーシングや外部との連携が現実的である。事実、施設建設や設備メンテナンス、端的には情報技術システムのハード構築などを、一般の組織が内部化することは考えがたい。さらに、展示会企画、広報誌編集などについても、すでに業界内で進行している動きにそって、外部の専門業者の関与を積極的にはかるべきではないだろうか。利用者増要求の圧力に対して、情報管理機関自身が慣れない展示に乗り出すことが、広報産業業界の資本主義的な競争環境にすすんで身をさらすことにつながり、結果的に、情報管理業務の劣化をもたらすとすれば、本末転倒ともいえる。

以上を念頭に置いた上で、最後に、特に日本における情報管理専門職のキャリア形成問題について、以下の諸点を指摘しておきたい。

第一に、研究・教育の両面における産官学連携の促進の必要性である。具体的には、カリキュラムの共同開発、目的が明確なインターンシップの実質化などが考えられよう。レコードマネジメント、アーカイブズ学は、伝統的に、主権者である国民への債務としての公文書の管理と公開を軸として、理論および実践の整備が進められてきたが、公私、官民の壁が流動化している現在において、民間企業もまた「公共的」性格を有していることを否定する者はいない。教育プログラムや資格制度は、官民間わずどの領域でも通用する情報管理職の育成を念頭に置かねばならない。その意味で、官民を越えた共通の資格制度と、専門職団体としての業界団体の強化と積極的な活動が重要である。

第二に、情報管理専門領域の相互連携がある。公文書と民間企業資料との間、図書館と文書館との間にも依然として大きな壁があるが、上記のように、「コンテンツから、コンテキスト・プロセスの管理へ」という動きは共有されている。この際重要なのは、この領域の職務を単なる情報「保存」と見なしがちな誤解である（「アーカイブ」で表現される動きにはそのような危惧を感じる）。民間企業において、知識情報基盤の整備と管理を、単なる効率化の観点からだけでなく、業務運営、研究開発、広報宣伝、社会的責任等との関係で、積極的に再定義することが必要である。そこでは、「価値」についての組織内、あるいは社会的秩序、合意形成という、単なる技術論とは異なる次元の問題が核心に位置しているからである。

おわりに

日本において、情報管理の専門職問題がかかえる最大の課題は、おそらく専門職人材自体に関する理解にある。最後に、この問題についてふれて、本稿を閉じたい。

先に確認したように、欧米においては、専門職人材のミッションは、階層別の学歴やキャリア形成とセットで構想されているが、それは、少なくとも大学院修了レベルの上級専門職人材は管理職を担当することが当然と考えられているからである。かりに、高等教育を受けた専門職が特殊な専門領域にこもり、社会はおろか組織全体を見渡す視野も責任感もないというのでは、社会秩序の安寧という面からも危険であろう。管理職のあり方やその人材養成についての考え方が変わらなければ、特に民間企業における情報専門職人材の社会的、組織的な認知は永遠に不可能ではないだろうか。日本において急務なのは、なにより大学院修士課程修了レベルを基準とする上級記録管理専門職を、管理職候補者としてのキャリアとして位置づけることである。

このためには、職場における人事制度改革とともに、いま一つ重要な問題がある。それは、管理職人材としての上級専門職を目指すという意欲をもった学生のリクルートと教育である。日本の大学院教育の最大の問題は、研究者養成を前提とする極度の専門志向であり、理系においてすら、博士人材は「社会に不適合」との固定観念があるという。このことは、上級専門職のキャリア形成開拓のためには、日本の大学院教育カリキュラムおよび教育のあり方全般の変革もまた必要となることを意味する。

そもそも「専門職」とは、資本主義、民主主義社会の基盤としての「社会的分業」と、そのなかでの「専門」の尊重を背景とした近代的制度であるが、「専門」のなかには、既存の枠組みのなかで機械的なルーティンを繰り返すレベルと、枠組み自体の検証と変革を目指す上級レベルがある。記録情報管理の領域が、日本において「専門」とみなされていない最大の理由の一つは、このような「上級」レベルの性格についての理解の不足にあり、この領域もまた、「専門」的業務、すなわち高度な研究開発、さらには他の学問領域と同様に、最新の思想動向にそって自己変革する一つの科学であることへの社会的認知が進まねばならない。ここでは、情報管理の大学院教育のさらなる「ハード化」が必須となる。

最後に、「専門職」とは、単なる「組織の一雇用者」ではなく、同業団体を組織して、個々の組織を越えた責任や倫理をまっとうする存在でもある（教師や医師

などは、そのような存在として位置づけられている)。実は、記録管理専門職は、グローバルに連携する存在であるとともに、所属する組織への忠誠や責任が常に問われるという意味で、もっとも典型的な「高度専門職」であるともいえる。そこでは、組織と同時に社会全体への責任も賭けられているからである。その意味で、記録情報管理専門職の社会的認知は、当該社会の文字通り民主主義の基盤なのである¹⁷。

注

1 CHOKSY, C.E.B., *Careers and Education in Records and Information Management*, in *Encyclopedia of Library and Information Sciences*, Fourth Edition, 2017, p.715. DOI : 10.1081/E-ELIS3-120043659

2 「レコード・マネージャーは、通常考えられている資料概念を越えて、ログ、キャッシュ、データベース、データベースのアウトプット、コピー、下書き、様々なヴァージョンなどを管理せねばならない。彼らはまた、核廃棄物、自治体、医療患者に関する情報も管理せねばならない。」loc.cit., p.721.

3 シンポジウム「情報管理専門職をめぐる民間企業と大学・学界 —記録情報管理の現状と研究教育・人材育成—」(2017年度日本アーカイブズ学会第1回研究集会), 2017年11月17日(金)、於九州大学中央図書館4階視聴覚ホール <http://lss.ifs.kyushu-u.ac.jp/?p=1155>

4 <http://rimpa.com.au/professional-development/statement-of-knowledge/> 保坂裕興「アーキビスト養成の国際的動向 —能力保証型の人材育成」(『アーカイブズ学研究』27, 2017年, 76-81頁)も参照。

5 <http://www.archives.org.uk/careers.html>

6 <http://www.Archivistes.org/Referentiel-metiers-et-fiches-de-poste>. なお、フランス・アーキビスト協会では、保存や修復に特化した技術スタッフについては、別体系の職務標準を準備している。

7 <https://www2.archivists.org/prof-education/graduate/gpas> 保坂「前掲論文」, 81-83頁。

8 日本政府は、2018年3月6日、文化財保護法の改正案を閣議決定したが、そこでは、従来の「保存」に加えて、「利活用」の積極的推進が謳われている。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>

9 公益財団法人渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター編『世界のビジネス・アーカイブズ —企業価値の厳選』日外アソシエーツ, 2012年。渋沢栄一記念財団実業史研究情報センターでは、多種多様な関連の情報発信を行っている。

<https://www.Shibusawa.or.jp/center/>. 帝国データバンク史料館の活動も重要である。 <http://www.tdb-muse.jp/>

10 中村真莉「ビジネス・アーカイブズにおけるアウトリーチ活動」(平成25年度ライブラリーサイエンス専攻修士論文, 九州大学中央図書館において閲覧可能)参照。また、松崎裕子「日本における社史づくりの長期的動向」(『世界/日本のビジネス/アーカイブズ』(渋沢栄一記念財団), 2018年 (https://www.shibusawa.or.jp/center/ba/bunken/pdf/doc015_shashi.pdf))も参照。

11 <https://www.Ica.org/en/egad-ric-conceptual-model>. RiCの解説については、LLANES-PADRON, D. and PASTOR-SANCHEZ, J.-A., *Records in Contexts: the road of archives to semantic interoperability*, in *Program electronic library and information systems*, 51, 2017, pp.387-405, DOI: 10.1108/PROG-03-2017-0021

参照。日本語では、寺澤正直「アーカイブズ記述の国際標準に関する近年の動き」(『アーカイブズ学研究』25, 2016年, 79-90頁, 渡辺悦子「アーカイブズ所蔵機関情報の記述に関する国際標準 (ISDIAH) とその周辺—諸外国における受容と実例等について—」(『北の丸』48, 2016年, 29-32頁, 寺崎正直「あらたなアーカイブズ記述の国際標準 Records in Context (RIC)への対応に関わる課題の抽出」(『アーカイブズ学研究』27, 2017年, 4-31頁)がある。

12 <https://www.Ifla.org/publications/functional-requirements-for-bibliographic-records>

13 <http://www.rda-rsc.org/>. なお、図書館情報学界におけるメタデータ動向については、谷口祥一「図書館目録における「記述」現在と将来」(『アーカイブズ学研究』25, 2016年, 40-55頁)のほか、以下の文献が簡便である。日本図書館情報学会研究委員会編『メタデータとウェブサービス』勉誠出版, 2016年

14 この点で特に重要なのは、ICA 制定の「機能の記述に関する国際標準」International Standard for Describing Functions (2007)であろう。2009年に国立公文書館による日本語訳が出ている。

https://www.ica.org/sites/default/files/CBPS_2007_guidelines_ISD F_first-edition_JA.pdf

15 九州史学会/公益財団法人史学会編『過去を伝える、今を遺す 歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』山川出版社, 2015年, 所収の各論文を参照。

16 <http://icer.kyushu-u.ac.jp/>

17 本稿の内容に関係する拙稿として、以下のものがある。併せて参照されたい。岡崎敦「アーカイブズ、アーカイブズ学とは何か」, 『九州大学附属図書館研究開発室年報』, 2011/2012, 2012年 1-10頁; 岡崎敦「レコードキーピング時代の情報管理専門職人材養成について」, 『九州大学附属図書館研究開発室年報』, 1013/2014, 2014年, 18-24頁。



本著作の著作権は著者に帰属します。注があるものを除いて、本著作の内容物はクリエイティブ・コモンズ 表示-非営利-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-NC-ND 4.0) ライセンスの下に提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>